

**令和4年度射水市公共施設及び未利用市有地等に関する民間提案制度募集要項に基づく
審査項目及び配点について**

このことについて、令和4年度射水市公共施設及び未利用市有地等に関する民間提案制度募集要項10(1)に基づき、以下のとおり、審査項目及び配点を定めます。

なお、この審査項目及び配点は、同一物件に対し複数事業者から提案があるなど、交渉権者の優先順位を付ける必要がある場合に使用します。

1 審査項目及び配点

項目	着目点	補足説明	配点
1 独創性 (30点)	独自の発想や工夫に基づく付加価値(知的財産)があり、随意契約が可能な提案であるか。	独自の発想や工夫に基づく付加価値(知的財産)について、具体的に説明されているか。	30
2 公益性 (10点)	市民サービスや行財政運営の効率性の向上、まちの新たな魅力の創造など、公益性の向上に資する提案であるか。	事業の公益性について、具体的に説明されているか。また、実現可能であるか。	10
3 財政負担の有無 (25点)	事業化後に発生する行政側の業務も含め、本市に新たな財政負担が生じない提案であるか。	新たな財政負担が生じないことの根拠について、具体的な説明がなされているか。(省エネ提案については、光熱水費の削減が保証されていることが望ましい。)	15
		財政負担の軽減が見込まれる場合は、どの程度の額を見込んでいるか。	10
4 実現性、継続性 (10点)	実現性が高い提案であるか。収支計画に無理がなく、継続性の高い提案であるか。	用途地域による制限、各種法令等に基づく規制等をクリアした提案であるか。	5
		提案者の経営状況、提案事業の収支計画に問題はないか。	5
5 その他 (25点)	本市への収益還元や市内における経済循環への配慮は考えられているか。	本市への収益還元がある場合は、どの程度の額を見込んでいるか。	5
		市内における経済循環について、具体的な方策は示されているか。	20
合計			100